

新潟県中小企業創業等支援資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、創業者等が行う事業に必要なとなる資金、中小企業者等が新分野への進出、事業転換に取り組む場合に必要となる資金を融資するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。

(2) 事業協同組合等 次のいずれかに該当し、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業を営む者をいう。

ア 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会

イ 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会

(3) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。ただし、「金融機関提案要件」においては、上記のうち、提案(別に定める要領により行うものとする。)について県の承認を受けた金融機関(以下「指定金融機関」という。)とする。

(4) 創業者等 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第2項各号並びに同条第3項第1号及び第2号に掲げるものをいう。

(融資対象者の資格)

第3条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、次の要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 創業枠

ア 一般要件

県内において事業を営む又は営もうとする創業者等であって、次の要件のいずれかに該当するものとする。

(ア) 事業を営んでいない個人が、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの

(イ) 事業を営んでいない個人が、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの

(ウ) 中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を

開始する具体的計画を有するもの

- (エ) 事業を営んでいない個人が個人事業主として事業を開始し、事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- (オ) 事業を営んでいない個人により設立された会社又は法人であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (カ) 会社又は法人が設立した新たな会社又は法人であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (キ) 上記(エ)に規定する創業者であって新たに会社を設立したものが、事業譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

イ 金融機関提案要件

指定金融機関の定めるところによる。

ウ スタートアップ創出促進保証制度要件

県内において事業を営む又は営もうとする創業者等であって、次の要件のいずれかに該当するもの。なお、保証申込時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。

- (ア) 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- (イ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの
- (ウ) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (エ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (オ) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものであつて新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、上記(ウ)に掲げる創業者とみなされるもの

(2) 第二創業枠

ア 一般要件

県内において、新事業・新分野への進出又は事業転換等を行う中小企業者又は事業協同組合等（以下「中小企業者等」という。）。)

イ 金融機関提案要件

指定金融機関の定めるところによる。

(3) 再チャレンジ枠

事業の廃止又は法人の解散から5年を経過していない者のうち、県内において事業を営む又は営もうとする再起業者であつて、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 事業を営んでいない個人が、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する

もの

- (イ) 事業を営んでいない個人が、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- (ウ) 事業を営んでいない個人が個人事業主として事業を開始し、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。ただし、事業の廃止又は法人の解散から5年を経過していないこと。
- (エ) 事業を営んでいない個人により設立された会社又は法人であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。ただし、事業の廃止又は法人の解散から5年を経過していないこと。
- (オ) 上記(ウ)に規定する創業者であって新たに会社を設立したものが、事業譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を受けることができない。

- (1) 返済能力がないと認められる者
- (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (3) 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者（前項(3)にかかる再チャレンジ枠において、保証協会が行った代位弁済に対する債務の返済を行う場合で債務完済の見込がある者を除く。）
- (4) 県税を滞納している者
- (5) 設備資金については、融資対象の建物工事又は設備設置に係る代金の支払いが完了している者
- (6) 県制度融資を不正に利用した者その他知事が適当でないと認めた者
（融資条件）

第4条 融資条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 資金使途

ア 創業枠

(ア) 一般要件

創業者等が行う事業に必要なとなる運転資金及び設備資金（土地取得のための資金及び新会社設立のための資本金を除く。また、県内設置に限る。）

(イ) 金融機関提案要件

指定金融機関の定めるところによる。

(ウ) スタートアップ創出促進保証制度要件

創業者等が行う事業に必要なとなる運転資金、設備資金（土地取得のための資金及び新会社設立のための資本金を除く。また、県内設置に限る。）及び既往借入金（創業関連保証を付した県中小企業創業等支援資金に限る。）の返済資金（借換資金）

イ 第二創業枠

(ア) 一般要件

新事業・新分野進出又は事業転換等に必要なとなる運転資金及び設備資金（土地取得のための資金を除く。また県内設置に限る。）

(イ) 金融機関提案要件

指定金融機関の定めるところによる。

ウ 再チャレンジ枠

再起業する者が行う事業に必要となる運転資金及び設備資金（土地取得のための資金及び新会社設立のための資本金を除く。また、県内設置に限る。）

(2) 融資限度額

ア 創業枠

(ア) 一般要件

3,500万円。ただし、前条第1項第1号ア(ア)又は(イ)に該当する場合は、2,000万円を超える分については自己資金額と同額を限度とする。

(イ) 金融機関提案要件

指定金融機関の定めるところによる。

(ウ) スタートアップ創出促進保証制度要件

3,500万円

イ 第二創業枠

(ア) 一般要件

1億円

(イ) 金融機関提案要件

指定金融機関の定めるところによる。

ウ 再チャレンジ枠

2,000万円（ただし、保証協会が行った代位弁済に対する債務の返済がある場合は、返済に係る融資額を含めた額とする。）

(3) 融資期間

ア 一般要件

運転資金 7年以内（据置期間 1年以内を含む。）

設備資金 10年以内（据置期間 2年以内を含む。）

イ 金融機関提案要件

指定金融機関の定めるところによる。

ウ スタートアップ創出促進保証制度要件

10年以内（据置期間 1年以内を含む。）

(4) 融資利率 責任共有制度対象外の保証付き

融資期間 7年以内 年 2.00 パーセント

融資期間 7年超 10年以内 年 2.20 パーセント

責任共有制度対象の保証付き

融資期間 7年以内 年 2.20 パーセント

融資期間 7年超 10年以内 年 2.40 パーセント

ただし、「金融機関提案要件」においては、指定金融機関の定めるところによる（保証協会の信用保証を付ける場合は年 2.50%、信用保証を付けない場合は年 2.70%をそれぞれ超えない範囲とする。）。

(5) 返済方法

原則として割賦返済。ただし、スタートアップ創出促進保証制度要件においては、原則として均等分割弁済とする。

- (6) 信用保証 保証協会の信用保証付きとする。ただし、「金融機関提案要件」においては、指定金融機関の定めるところによる。
- (7) 担保 取扱金融機関及び保証協会（保証協会の信用保証付きの場合）の定めるところによる。ただし、スタートアップ創出促進保証制度要件においては、物的担保を徴求しないこととする。
- (8) 保証人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。ただし、スタートアップ創出促進保証制度要件においては、保証人を徴求しないこととする。

(9) 金融機関の責務

スタートアップ創出促進保証制度要件に係る取扱金融機関の責務は次のとおりとする。

ア 金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。

イ 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

（県資金の預託）

第5条 この要綱の定めるところにより融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託が実行された後、すでに行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き揚げることができる。

（融資申込みの手続き）

第6条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、県税の納税証明書を付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

2 再チャレンジ枠に該当する者は、県税の納税証明書に加えて下記の書類を付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

(1) 再挑戦支援保証に係る所定資料

(2) 保証協会が行った代位弁済に対する債務の返済を行う場合は、保証協会が定める資料
（歩積両建預金の禁止）

第7条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たって歩積両建預金を要求してはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

（附則）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 新潟県中小企業創業支援資金融資要綱の規定により行われた融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成16年7月13日を中心とする梅雨前線豪雨により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあつては、平成16年8月9日から平成16年

12月30日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていた新潟県中小企業創業支援資金融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成20年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。

- 3 新潟県中小企業創業支援資金融資要綱の規定により行われた融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成16年新潟県中越地震により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあつては、平成16年11月4日から平成17年3月31日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていた新潟県中小企業創業支援資金融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成20年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。
- 4 新潟県中小企業創業支援資金融資要綱の規定により行われた融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成18年豪雪により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあつては、平成18年1月25日から平成18年3月31日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていた新潟県中小企業創業支援資金融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成21年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成13年7月31日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成16年8月9日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成16年11月4日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成16年12月6日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年8月22日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成18年1月25日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第2号イの規定に基づく融資の取扱期間は、この要綱の施行の日から平成27年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成26年7月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和3年11月5日から施行し、令和3年8月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和5年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。